

〔論 文〕

スイスにおける亡くなった胎児の取り扱い (2)

——2017年の連邦政府報告書をもとにして——

森 芳 周

目 次

はじめに

- I 本報告書の構成
 - II 連邦議会における取り組み
 - III 出生後に死亡した子ども、死産児、流産児の区別
 - IV 欧州諸国における死産児、流産児の扱い
 - V 国際法
(以上 前号, 以下 今号)
 - VI 公法
 - VII 埋葬及び遺体の取り扱い
 - VIII 身分登録
 - IX 流産児の登録のために
 - X 身分登録令の2018年の改正
- おわりに

VI 公 法

スイス連邦政府による報告書「流産児の身分登録上の取り扱いの改善」(以下、本報告書)では、国際法について検討した後、連邦憲法、刑法などの国内法に関して、亡くなった胎児の扱いについての検討がなされている。

連邦憲法7条及び119条2項が言及され、両者とも死産児には適用されない。連邦憲法7条は「人間の尊厳」について定め、条文は「人間の尊厳は、尊重され、保護されなければならない」となっている¹⁾。また、連邦憲法119条はいわゆる生命倫理条項の一つであり、生殖細胞と遺伝形質についての法令を定める権限を連邦に与え、その際に、人間の尊厳、人格、家族の保護に配慮することを定めている。これらは、人間の

道具化に対する保護を求めるもので、クローニング、胚の提供などを禁止し、生まれる前の生命について意味をもつものであるが、死産児を埋葬する義務などを導くことができない²⁾。

また、生命への権利及び人身の自由について定めた連邦憲法10条2項と、私的領域の保護について定めた連邦憲法13条1項にも触れて、本報告書では「どのような憲法規定が引き合いに出されても、流産児の親に埋葬を提供するための国家による積極的な義務をこれらの基本権から導き出すことができるかどうかは、立法者の裁量における政治的問題である」とされている³⁾。

胚と胎児の研究利用については、スイスでは2011年に人体研究法⁴⁾が制定され、人の疾患の研究などのために、生体、死体と並んで、胚及び胎児研究の規制がある。人体研究法39条において妊娠中絶による胚及び胎児の研究の要件が、40条において流産や死産による胚及び胎児の研究の要件が定められている。人体研究法40条によると、流産や死産による胚及び胎児の研究利用には、両親の同意が必要であり、胚及び胎児の死が確定した後でのみ研究計画のために利用可能となる⁵⁾。

本報告書は、刑法の規定にも触れている⁶⁾。胎児の生命は、中絶に関する規定によって刑法上の保護がなされているという。さまざまな条件はあるものの、妊娠12週までの中絶は容認されており、また、妊娠した女性に重大な身体的危害又は深刻な精神的苦痛が生じる危険を回避するための中絶も容認されている(刑法119条)。しかし、要件を満たさない中絶は処罰の対象となる⁷⁾。

次に、流産及び死産の際の社会給付に関してである。医療保険法⁸⁾64条7項により、女性は妊娠13週から出産後8週までの医療費の負担は免除される。妊娠13週以降の流産や死産の場合も、妊娠13週から流産又は死産までの医療費は免除されることになる。また、妊娠23週以降の死産の場合には、出産とみなされ、その後8週までの医療費の負担も免除され、補償を受ける対象となる⁹⁾。しかし、妊娠13週未満の流産又は死産の場合には、特別な給付を受ける権利は得られず、妊娠23週未満の死産の場合には、その後の医療費負担の免除はなく、補償の対象外である。

また、家族手当については、「家族手当に関する連邦法¹⁰⁾」で定められている。家族手当のうち、出産月から16歳に達するまでの子どもに支給される「子ども手当」は、支給を受けるには子どもが生きて出生することが必要であるため、流産又は死産の場合には支給を受けることができない。しかし、出産時の一時金である「出産手当」は、カントンにおいて規定されている場合には、妊娠23週以降の死産の場合も支払われる¹¹⁾。

VII 埋葬及び遺体の取り扱い

流産児及び死産児の埋葬については、スイス医科学アカデミーの「緩和ケア」に関する指針の中に、「早産児又は死産児の埋葬は、悲嘆の過程の重要な要素である。家族は、このための援助を受け、カウンセリングを受け、寄り添われる」とある¹²⁾。スイス医科学アカデミーの指針は、法的拘束力はないものの、法律が未整備の分野においては連邦レベルでの一定の基準を示すものともなっている。

埋葬に関しては、カントン(州)又はゲマインデ(市町村などの自治体)の管轄となっている。流産児や死産児の埋葬が、カントンやゲマインデで特に規定されていない場合は、医療廃棄物として処分される¹³⁾。医療廃棄物の処分に関する実施要領を、連邦環境庁が公開してい

る¹⁴⁾。それによると、流産児や死産児は、胎盤、身体の一部、摘出された臓器などと同じく、特別廃棄物(有害廃棄物)の中で、「汚染の危険性のある廃棄物」と位置づけられる。この実施要領では、「胎盤や、全身体の部分、切断部分、摘出された臓器、胚及び胎児の焼却は、原則として、かつ可能であれば、それに適した火葬場や特別廃棄物焼却場で行われる¹⁵⁾」と記されている¹⁶⁾。

胚及び胎児の廃棄及び、それらの埋葬後の追跡可能性は、連邦レベルでは規制がなく、カントンの権限である。ただし、死産児の遺体を最小限の文書もなく、かつその所在を示すことなく、病院の廃棄物と一緒に廃棄することは、欧州人権条約8条に抵触する¹⁷⁾。

さて、それではカントンの埋葬法ではどのような規定があるのか。本報告書によると、カントン法(規則を含む)で、死産児又は流産児の埋葬又は火葬が規定されているのは、スイスの全26カントン及び準カントンのうち、アールガウ(Aargau)、バーゼル・シュタット(Basel-Stadt)、ジュネーブ(Genf)、ヴォー(Vaud)、チューリッヒ(Zürich)、ジュラ(Jura)、シュヴィーツ(Schwyz)の7つである。この他に、カントン法に流産児又は死産児の埋葬についての規定がない場合でも、ゲマインデにおいて詳細な規定をもつ場合もある¹⁸⁾。

上記7つのカントン及び準カントンのうち、バーゼル・シュタット、ジュラ、ヴォー、ジュネーブの4つは、死産児については埋葬又は火葬義務を課し、流産児については親の希望により埋葬又は火葬することができる。

チューリッヒについては、埋葬規則16条1項に「死産児及び流産児は、両親が埋葬を希望する場合には、この規則の規定により埋葬される」とあり、同2項で「その他の場合には、死産児及び流産児は、適切な方法で扱われなければならない」と定められている。つまり、流産児、死産児ともに埋葬義務は課されておらず、親の希望によって埋葬することができる。埋葬されない流産児及び死産児は「適切な方

法」で処分されることになる。これについて、チューリッヒのカントン政府は、埋葬規則16条の解説で、「第2項は、特に、病院及び助産院(Geburtshäuser)に向けられたもので、死産児及び流産児を適切に扱うよう、病院及び助産院に義務づけている。その他の有機物と一緒に廃棄してはならない。例えば、チューリッヒ大学病院は、チューリッヒ市が2003年から運営している『子どものための共同墓地(Gemeinschaftsgrab für die ganz Kleinen)¹⁹⁾』に埋葬することで、第2項を取り扱っている²⁰⁾」と記している。つまり、親が埋葬を希望しない死産児及び流産児は、病院又は助産院が、共同墓地に埋葬するなど、「適切な方法」で埋葬がなされることになる。ただし、埋葬以外にどのような方法が「適切な方法」であるかは明示されていない。

本報告書には、流産児又は死産児の埋葬規定をもつ7つのカントンのうち、アールガウとシュヴィーツについてはその規定の説明がない。ここで簡単に補足しておこう。アールガウの埋葬規則3条3項で「死産児の埋葬は容認される」との一文があるほか、同7条2項では「埋葬は、墓地においてのみ行うことができる。死産児は除外される」と定められている。流産児には言及がない。死産児は、誰の権限によって埋葬が可能であるかは明らかでないが、おそらく親の希望によって埋葬することができるのであろう。また、親が埋葬を希望しない場合でも、医療機関による埋葬も考えられる。

シュヴィーツの埋葬規則23条では、「親が正式な埋葬を明確に希望している場合には、死産児にこの規則が適用される²¹⁾」と定められている。シュヴィーツは死産児については親の希望による埋葬が可能であるが、親が埋葬を希望しなかった場合の処分の方法や、流産児の取り扱いには規定がない。

なお、流産児や死産児の埋葬についての規定がないカントンでも、その規定を設ける動きもある。例えば、ソロトゥルンでは2024年に入ってから、流産児や死産児の埋葬を可能にするこ

とを求める動議が議会で採択された²²⁾。また、ベルンでも同様の動議が2023年に採択されている²³⁾。近い将来、これらのカントンでも、親の希望による流産児や死産児の埋葬が、カントンレベルで統一的に認められる可能性が高い。

ただし、埋葬の法的な規定がない場合でも、慣習によって墓地に埋葬することができる場合があるという。本報告書において埋葬業と火葬業の業界団体に対するアンケートの回答が紹介されており、流産児や死産児の埋葬は、法律に特別の規定がない場合でも、墓地や火葬場、医療機関の慣習により可能であることもある。なお、死産児や流産児を火葬する場合は、技術的な問題もあり、必ずしもすべての火葬炉が、死産児や流産児の火葬の際に生じる少量の灰を回収できるように作られているわけではない。そのため、ある施設における火葬が技術的には実施できない場合には、他の火葬場への移送や埋葬が可能であることもある²⁴⁾。

また、主に大学病院などであるが、流産児や死産児の埋葬の準備など、悲嘆のうちにある両親を支援するスタッフのための指針や手順を定めている病院もある²⁵⁾。

本報告書では「8. 公法」の最終節を「困難と分析」として、親が直面する課題をまとめている²⁶⁾。それによると、死産児や流産児の親は、とりわけ小規模な組織(病院、クリニック、埋葬業者)において、スタッフの理解不足に遭遇し、あるいは誤った説明を受けることがあるという。その要因として、対応する事例が少なく、スタッフの教育を通じて適切なモデルを開発することや、適切な勧告をすることができないのではないかという仮説が出されている。また、流産の場合には、死産とは異なって、証明書が発行されることがないために、問題がより大きいという。

VIII 身分登録

スイスでは、連邦レベルで身分登録のあり方が統一されたのは、1876年からである。それ以

前について、本報告書は次のように述べている。

死産児の運命は、両親がその子に洗礼を授けることができるかどうかにかかっていた。教会は死産児に対する洗礼を拒否していた。死産児は名前も、祝福された土地での墓も与えられなかった。死産児が名前を与えられ、宗教的共同体に受け入れられ、他の死者とともに小教区 (Pfarrei) の墓地に埋葬されるように、出生前または出生中に洗礼が行われることもあった²⁷⁾。

これによると、死産児には原則として命名も埋葬も認められていなかった。ただし、出生前や出生中に洗礼を受けていた場合はそれが認められていた。ただし、本報告書では、次のようにも記されている。

出生前に洗礼を受けることができない場合には、教会によって時として認められた唯一の解決策が、死産児をいわゆる sanctuaire à répit、つまり「復活の聖域」に連れて行くことであり、そこで死産児が洗礼を受けられるために必要な時間だけ生き返るよう慈悲を願ったのである。ヨーロッパには、20世紀初めまでこのような聖域がヨーロッパ各地に数多く存在し、スイスには30か所ほどあった。しかし、復活の儀式は迷信とみなされたために、この聖域を訪問することは問題も含んでいた。それゆえ、特にプロテスタントのカントンでは、復活の儀式は弾圧され、出生登録に関して地域的な差も生じることになった²⁸⁾。

キリスト教社会において洗礼は、そのコミュニティのメンバーになるための儀式であるが、洗礼は生きている者しか受けることができない。そうすると、この当時は、当然ながら死産児は洗礼を受けることができず、聖別された墓地に埋葬することもできない。そういった場合

に、「復活の聖域」での「復活の儀式」によって生き返らせて洗礼を受けさせることがあったということである。また、ベルン州考古学局発行の論集によると、死産が予想されることを母親や助産師が早くから認識している場合には、母親の胎内で子どもに洗礼を授けていたことが、小教区の死亡登録簿への登録から裏づけられるという²⁹⁾。

その後、1874年制定、1876年施行の「身分登録の決定及び証明、並びに婚姻に関する連邦法³⁰⁾」14条により、「すべての出生及び、妊娠6か月以降のすべての流産」は、身分登録局への届出が必要となった。その際には、出生日、姓 (名 Vorname は登録されない)、性別、母親の情報が記載され、婚姻関係にある場合には父親の情報も記載された (後述のとおり死産児の名を記載することができるようになるのは1996年からである)³¹⁾。

身分登録が必要となる死産児の基準は、妊娠6か月以降であったものが、2004年からは妊娠22週以降又は体重500g以上となっている³²⁾。なお、身分登録が可能であっても、死産児は何らかの法的人格をもつものではない³³⁾。身分登録の際には、「死産児」と表記され、身分登録簿に記載されることによって、親子関係及び相続上の地位について何らかの効力を有することはない。

命名については、当初は名の登録ができなかったが、旧身分登録令が1995年に改正され、1996年から施行されたことにより、出生簿に死産児の姓だけでなく、名を登録することができるようになった³⁴⁾。死産児の基準を満たさない流産児については、本報告書が公開された後、2018年の身分登録令改正 (2019年に施行) までは身分登録についての規定はなかった。

Ⅷ 流産児の登録のために

1. 身分登録の限度

本報告書26ページから「提案：流産児の任意的登録」として、流産児を身分登録する際の課

題とその解決策が記されている。

まず、流産児の身分登録簿への登録は、両親の明確な望みにもとづいて、自発的に行われるべきである。命名については、すでに死産児に対しては可能であり、流産児も同様に扱うことができる。問題となるのは、流産児の身分登録に妊娠週数の下限を設けるか否かである。本報告書によると、ドイツとオランダは下限を設けていないのに対して、フランスは妊娠15週以降、ベルギーの法案では12週以降という条件が設定されている。連邦参事会は、親の権利を尊重すべきであるとして、下限を設けない案を支持した。なお、下限は設けないが、流産の事実については、医師又は助産師などによる証明書が必要である³⁵⁾。

埋葬は、カントン又はゲマインデの管轄であるとしている。ただし、これまでは流産には証明書が発行されないことで埋葬が困難な場合があったが、流産にも証明書の発行を求めることができるようになると埋葬が容易になるとしている。

2. 技術的な課題——電子的身分登録簿の利用

技術的な問題として、スイスの電子的身分登録簿 (Infostar) に流産児をどのように登録するかがある。Infostarを利用するかどうかも含めて、4つの解決策が本報告書で検討されている。解決策1が死産児の証明プロセスを流産児にも拡大する方法である。解決策2がInfostarから独立した登録簿を設け、Infostarと連係させる方法である。解決策3が死産とは別にInfostarに流産児の身分登録の仕組みを設ける方法である。解決策4が流産児の身分登録を認めないという現状維持である。

このうち、連邦参事会は費用面や技術面を考慮して、解決策1を推奨するとしている。現行のInfostarにおける死産児の証明プロセスを流産児にも拡大するという解決策1を詳しく説明しておこう。まず、死産児の場合は、医師による届出にもとづいて認定され、出生及び両親

に関する情報は、自動的に電子形式で連邦統計庁に通知される。流産児については、技術的課題が解決され、法令が改正された場合には、流産児の親の希望により、医師又は助産師による証明書を提出することで、流産児を登録することができるようになる。ただし、死産児とは異なり、医療関係者が流産児の出生を届け出る義務はなく、かつ死因に関する情報も収集されない。また、現在のところ、流産児の統計データを連邦統計庁に提供することも見込まれていない。

また、両親は流産児に姓と名を与えることができるようになる。流産児の親に関する情報は、死産児の規定に従い、父親も流産児の認知に関する宣言をすることができる。そして、両親は、死産児の場合と同じ書類、すなわち出生証明書を発行してもらうことができ、両親が結婚している場合には、希望により姓名が記載された家族証明書 (Familienausweis) を発行してもらうことができる。家族証明書に流産児に関する情報を記載することを希望しない場合には、死産児の場合と同様に省略することができる。

この解決策1の実現には、身分登録令の改正が必要であり、技術的な問題として、死産児の登録と同様の扱いを流産児についても用いるが、流産児のデータは連邦統計庁には提供されないため、システムの改修が必要とのことである。それでも、解決策2及び3よりもはるかに低コストで、短期間で対応できる。ただし、流産児の性別に関する項目に関して、性別の確認が困難であるか不可能であるため、管轄官庁において規定されるべきであるが、性別の選択を両親に委ねるなどの対応もありうるとしている。

ここまでの、スイス連邦政府による報告書「流産児の身分登録上の取り扱いの改善」の概要である。流産児への命名の権利を認め、さらに体重や妊娠週数などの下限を設けず、死産児の身分登録と同様の形態で流産児の身分登録も可能にするという提案をしている。本報告書に

もとづいて、連邦参事会は身分登録令の改正に着手する。

X 身分登録令の2018年の改正

1. 草案と意見聴取手続き

身分登録令の改正は2018年に実現するが、それに先だって、草案 (Vorentwurf) が公開され、その草案にもとづいて2018年3月から6月にかけて意見聴取手続き (Vernehmlassungsverfahren) が行われた。

まず、草案の内容を紹介する。このときの身分登録令改正の草案は、流産児の身分登録に関するものだけでなく、Infostarの管轄を連邦政府に移すことも含まれていたが、ここでは流産児の身分登録に関してのみ触れることにする。関係するのは、主に、9条及び15a条2項の2の改正、9a条、9b条及び9c条の追加、そして経過規定として99c条の追加である。以下に関係する条文案を訳出する。

身分登録令 (Zivilstandsverordnung) 改正の草案

第9条 生きている子どもの出生

生きている子どもの出生は、身分登録簿 (Personenstandsregister) に登録される。

第9a条 死産、流産

- 1 死産児は、身分登録簿に登録される。
- 2 死産児とは、生命の徴候なく出生し、かつ体重500g以上又は妊娠満22週以降の子どものことをいう。
- 3 流産の発生地がスイス国内である場合、又は、母親若しくは父親がスイス国内に居住地をもつか習慣的に滞在している場合には、子どもの母親又は父親の申請に応じて、流産は身分登録簿に登録される。申請には、医師又は助産師による流産の証明書が添付されなければならない。
- 4 流産児とは、生命の徴候なく出生し、かつ体重500g以上でもなく、妊娠22週以降で

もない子どものことをいう。

第9b条 死産児及び流産児の名、姓並びに親子関係

- 1 両親は、死産児又は流産児の親子関係、名及び姓の登録を求めることができる。
- 2 母親は、死産児又は流産児を、名及び旧姓とともに登録を求めることができる。母親との親子関係の情報は、死産児の場合には出生の結果として得られ (第34条)、又は、流産児の場合には、登録の申請の結果として得られる。
- 3 父親は、父親との親子関係の登録とともに、死産児又は流産児を、名及び旧姓とともに登録を求めることができる。父親との親子関係の情報は、父親の書面による意思表示から得られる。
- 4 共同の申請の場合には、両親は、名及び旧姓を選択する。不一致がある場合には、母親によって選択された名又は旧姓が選択される。

第9c条 書式、管轄及び期限

- 1 母親又は父親は、連邦身分登録局のウェブサイトですぐ入手可能な用紙に、死産児又は流産児の情報を記入する。用紙に署名し、署名した親の一方の身分証明書の写しとともに、身分登録局に送付しなければならない。
- 2 病院、助産院、又はこれに類する施設 (第34条a) における死産の場合、用紙は施設の長に提出することができ、施設の長は、用紙を出生届とともに身分登録局に送らなければならない。
- 3 流産児の登録申請は、どの身分登録局でも受け付けられる。出生届 (第20条、第34条及び第35条) とは別に行われる。死産児の名、姓、及び父親との親子関係の登録申請は、出生地の身分登録局で受け付けられる。
- 4 死産児の情報は、発生から1年以内に身分

登録局に届け出なければならない。流産児の登録申請は、発生から1年以内に、又は医師若しくは助産師による証明書が発行から1年以内に、身分登録局に提出しなければならない。

第15a条第2項の2

2項の2 システムからデータを呼び出すことのできない外国人においても、次の場合には受け付けられる、

- a. その外国人が、任意後見の委任を届けたという事実の登録申請を行う場合(第8条第k号1)、
- b. その外国人が、第9a条第3項による流産の登録申請を行う場合。

第99c条 改正の経過規定

両親は、改正の施行前に発生した流産、名、姓及び親子関係の登録申請を、改正の施行から1年以内であれば提出することができる。

この草案に対して、解説書が付されている³⁶⁾。それを参考に簡単に草案の内容を説明しよう。草案9a条における流産児と死産児の区別は従来から変更されていない。しかし、流産児も親の希望により身分登録が可能になっている。ただし、医師又は助産師による流産の証明書が必要である。登録可能な流産は妊娠週数にかかわらず、妊娠初期に起こったものでも登録可能とされた。また、解説書には「妊娠の終結の生じ方は問題にならない³⁷⁾」とあるが、これは自然流産であっても人工妊娠中絶であっても、親が希望する限りは登録可能であるということである。

草案9b条は、死産児及び流産児の命名の規定である。名前の登録は任意であるが、親が希望する場合には姓、名、親子関係を登録することができる。草案9b条2項から4項にある「旧姓(Ledigname)」とは、スイスでは夫婦別姓も可能であるため、別姓の夫婦がもつそれぞれの姓のことである。そして、流産児又は死産児は

どちらかの姓で登録することができる。父親と母親で意見が一致しない場合には、草案9b条4項の規定により、子どもには母親の旧姓と、母親が希望する名前が与えられる。母親の意思が優先される理由は、妊娠による当事者性が母親の方が大きいからである³⁸⁾。

草案9c条では、死産及び流産の場合の届出の手続きについて定められている。草案9c条4項では、死産児又は流産児の名などを親が申請するための期限は、死産又は流産の発生から1年以内(流産の場合は、発生の時点が判断できない場合には、医師又は助産師による証明書の発行の時点から1年以内)とされている。解説書によると、申請期限が比較的長く取られているのは、親が死産又は流産の悲しみから立ち直るために相応の時間が必要だからである³⁹⁾。

草案15a条2項の2の改正は、外国人の両親が流産児の登録申請を求める場合への対応である。外国人の両親は身分登録をしていない可能性があるために本条項が必要となる。

草案99c条は経過規定である。草案9c条4項において申請期限が1年以内となっていることから、経過規定として、施行前に起こった流産に関しては、施行後1年までは流産児の名などの登録申請ができるという案となっている。ただし、医療機関の文書は通常10年以上は保存されないために、流産の証明書が必要となる流産児の名などの登録の遡及的な申請には、事実上の期限が設けられることにもなる⁴⁰⁾。

この草案にもとづいて、カントン、政党、関係団体などが意見を述べる意見聴取手続きが2018年3月9日から6月15日までの期間で実施された。その報告書が2018年8月に出されている⁴¹⁾。意見聴取手続きでは、流産児に関して何らかの身分登録上の規定を設け、身分登録局による文書を発行することには概ね賛同が得られた。しかし、流産児を身分登録簿に登録することに対しては、26カントンのうち14カントンが拒否を表明した。理由として、流産児は法的人格を得ておらず、身分登録のシステムにはそぐわないというものなどであった⁴²⁾。その上

で、これら14カントンは、ドイツと同様の方法の取り扱いを支持した⁴³⁾。ドイツと同様の取り扱いとは、流産児については身分登録簿への登録を認めないが、親の希望により流産児の名が記された証明書が身分登録局において発行されるというものである。最終的に連邦参事会は、この解決策を取ることになる。

2. 2018年改正の身分登録令

流産児及び死産児の取り扱いに関して、身分登録令は2018年10月31日に改正され、2019年1月1日に施行された⁴⁴⁾。本稿に係る部分は、出生について定める9条のうち2項及び3項の改正、9a条、9b条、9c条、99c条の追加である。草案とは部分的に重複するが、以下に訳出する。

2018年10月31日改正の身分登録令

第9条第2項及び第3項

- 2 死産児とは、生命の徴候なく出生し、かつ体重500g以上又は妊娠満22週以降の子どものことをいう。
- 3 死産児は、命名の権限のある者(第37c条第1項)が希望する場合には、姓及び名を登録することができる。

第9a条 流産

- 1 流産児とは、生命の徴候なく出生し、かつ体重500g以上でもなく、妊娠22週以降でもない子どものことをいう。
- 2 流産児は、身分登録局に届け出ることができる。身分登録局は、申請があれば証明書を発行する。流産した者又は書面により実父であると申告した者が、申請する権利をもつ。流産の発生地がスイス国内である場合、又は申請者がスイス国内に居住地をもつか習慣的に滞在し、若しくはスイス国籍をもつ場合に、証明書が発行される。
- 3 流産は、身分登録簿に登録されず、かつ、連邦統計局に届け出られることもない。ただし、流産が、第9条による出生と同時に

発生した場合には、希望により登録される。

第9b条 届出の様式、管轄、保存

- 1 流産の届出は、連邦身分登録局のウェブサイトです入手可能な用紙で届け出なければならない。届出には、届出人の署名がなければならない。
- 2 届出には、次の文書が添付されなければならない、
 - a. 届出人のパスポート、身分証明書、又は同等の証明書の写し、
 - b. 医師又は助産師による流産の証明書。
- 3 どの身分登録局も、届出を受け付ける権限をもつ。
- 4 身分登録局は、他の文書とともに、届出を保管する。第31条から第33条までが準用される。

第9c条 流産の証明書

- 1 身分登録局は、流産の証明を行う。連邦身分登録局は、そのための用紙を提供する。
- 2 証明書には、流産をした女性が、母親として記載される。書面により実父であると申告した男性が、父親として記載される。
- 3 流産児は、届出人の希望により、名と姓とともに証明書に記載することができる。流産児の名の決定には、第37条及び第37a条が準用される。ただし、正当な理由がある場合には、これを放棄することができる。

第99c条 2018年10月31日の改正の経過規定

流産をした者、又は書面により実父であると申告した者は、本改正の施行前に発生した流産を、改正の施行後5年以内であれば、身分登録局に届け出ることができ、証明書を発行してもらうことができる。

身分登録令9条は「出生」について定めており、改正されていない9条1項は「生産児及び死産児は、出生として登録される」と定めてい

る。9条2項及び3項の改正は形式的なもので、9a条で定められる「流産児」との関連で「死産児」に関する用語の統一がなされているだけである。

9a条は、流産について定めており、9a条1項が流産児の定義である。9a条2項によると、流産児を身分登録局に届け出ることができ、申請に応じて証明書が発行される。ただし、9a条3項にあるとおり、流産児は身分登録簿には登録されない。登録はされないものの、証明書が発行されるというのは、その証明書によって埋葬がより円滑になされるためや、悲嘆にくれる両親の助けになるためである⁴⁵⁾。なお、多胎妊娠などで、生産児又は死産児とともに流産児が生じた場合に限り、親の希望によりその流産児も登録することができる。

9b条では、流産児の届出の手続きが定められている。流産児の届出を行ったとしても身分登録簿に登録されることもなく、連邦統計局に報告されることもない。流産児の届出は任意である。そのため、解説書によると、1回の流産に関して、両親がそれぞれ別々に届け出ることでも可能であり、1人の流産児に異なった名が記された証明書がそれぞれに発行されることもありうるという⁴⁶⁾。

9c条3項は、流産児の名の決定についての規定である。流産児の名と姓を記すことができるが、名と姓の決定には、37条の「婚姻関係にある両親の子の氏名」の規定、及び37a条の「未婚の両親の子の氏名」の規定が準用される。ただし、両親の間で意見が一致しない場合には、それぞれが別々の氏名をつけて別々に届け出ることでもできる。

99c条は経過規定である。草案においては、施行前に起こった流産の登録期限は「施行後1年以内」とされていたが、「施行後5年以内」となった。

なお、同時に「身分登録における手数料に関する命令 (Verordnung über die Gebühren im Zivilstandswesen)」も改正されており、流産児の届出と証明書の発行の手料は30スイスフ

ランと定められた⁴⁷⁾。

おわりに

ここまで、スイス連邦政府による報告書「流産児の身分登録上の取り扱いの改善」と、その後2018年に改正された身分登録令を見てきた。本報告書では、諸外国における死産児及び流産児の取り扱いや、国際法、国内法などの規定が検討され、連邦政府としての解決策が示された。そして、流産を経験した親の悲嘆へのケアの一つとして、親の希望により流産児に名前をつけ、身分登録簿に登録できるようにする案が、身分登録令の改正草案として示された。

しかし、2018年に改正された身分登録令では、意見聴取手続きで出されていた否定的な意見にしたがい、流産児は身分登録簿に登録されないことになった。したがって、流産児に名前をつけることができるものの、それが身分登録簿に登録されるわけではなく、流産を届け出た親に対して流産児の名前が記された証明書が発行されるというものである。死産児に準じた扱いとなっていた草案からすると、「後退」したようにも感じるが、これまでは身分登録上は何の規定もなかった流産児に、名前を記した公的な証明書が発行されることを考えると、身分登録上の改善を求めてきた親たちにとっては朗報とも言える。また、カントンやゲマインデの管轄である埋葬に関して、証明書があることで流産児の埋葬が認められることもあろう。

ただし、流産児の命名や埋葬の制度化には注意も必要である。意見聴取手続きの中で、Foundation PROFAという団体⁴⁸⁾も指摘していることだが、流産児の身分登録上の取り扱いが制度化されることで、妊娠中絶を希望する女性の罪悪感や、中絶の自由への脅威が増す可能性がある。アメリカの一部の州では、中絶胎児の埋葬を義務化する州法があり、中絶を規制する一手段とみなされている。体重や週数の下限を定めずに流産児の埋葬や命名を認めることは、胎児をひとりの人間だと社会全体が見なす

ことにもつながるかもしれない。

【付 記】

本研究はJSPS科研費JP20K00045の助成を受けたものである。

注

- 1) スイス連邦憲法の訳は、次の文献を参照した。奥田喜道訳「スイス連邦憲法(抄)」(初宿正典, 辻村みよ子編『新解説世界憲法集(第5版)』2020年, 261-279ページ)。
- 2) Schweizerischer Bundesrat, Verbesserung der zivilstandsamtlichen Behandlung Fehlgeborener. Bericht des Bundesrates zum Postulat 14.4183 Streiff-Feller, 2017, S. 16. なお, 本報告書からの引用, 参照の際の今後の表記については, Berichtと記し, その後にページ番号を付す。なお, 本報告書は, 次のページから参照することができる。
<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-65879.html> (2024年7月5日現在)
- 3) Bericht. S. 16.
- 4) Bundesgesetz vom 30. September 2011 über die Forschung am Menschen (Humanforschungsgesetz, HFG), SR 810.30.
- 5) 胚の研究については, 人体研究法のほかに, 胚性幹細胞研究の規制として, 2003年に幹細胞研究法(Bundesgesetz über die Forschung an embryonalen Stammzellen vom 19. Dezember 2003 (Stammzellenforschungsgesetz, StFG), SR 810.31)が定められている。
- 6) Bericht. S. 17.
- 7) なお, スイス刑法116条に嬰兒殺しの規定がある(「母親が出産中に, 又は出産の影響下にあるときに, 子どもを殺した場合, 3年以下の自由刑又は罰金刑が科される」)。
- 8) Bundesgesetz vom 18. März 1994 über die Krankenversicherung (KVG), SR 832.10.
- 9) Bericht, S. 18. 所得保障令(Erwerbsersatzverordnung vom 24. November 2004 (EOV), SR 834.11) 23条に補償を受ける権利の開始についての規定があり, 23条2項に「妊娠が少なくとも23週続いた場合には, 母親の権利がさらに発生する」とある。
- 10) Bundesgesetz vom 24. März 2006 über die Familienzulagen, SR 836.2.
- 11) Bericht. S. 18.
- 12) Bericht. S. 19及び, SAMW, Richtlinie vom 23. 5. 2006 (Anpassung per 1.1.2013), Palliative Care, S. 12. ただし, スイス医科学アカデミーの「緩和ケア」

に関する指針において死産のケアの言及は, 本文で引用した部分のみで, ごく一部である。この指針については, 次のページで参照できる。

<https://www.samw.ch/de/Ethik/Themen-A-bis-Z/Palliative-Care.html> (2024年7月5日現在)

- 13) 廃棄物の分類及び処分は, 連邦の管轄である。
- 14) Bundesamt für Umwelt, Entsorgung von medizinischen Abfällen: Vollzugshilfe zur Entsorgung von Abfällen aus dem Gesundheitswesen, 2021.
- 15) Ebd., S. 21.
- 16) ただし, 本報告書では, 「倫理的な理由から, このカテゴリーの人の医療廃棄物は, 家庭廃棄物のゴミ焼却場ではなく, 少なくとも火葬場で焼却されなければならない」(Bericht. S. 19)とあり, 火葬場以外の特別廃棄物焼却場での焼却が認められるのかどうかで, 本報告書と連邦環境庁の実施要領とは一致していない。
- 17) Bericht. S. 19.
- 18) Bericht. S. 20.
- 19) 「子どものための共同墓地」については, チューリッヒ市が作成している次のページを参照。
<https://www.stadt-zuerich.ch/prd/de/index/bevoelkerungsamt/rund-um-den-tod/vorgehen-im-todesfall/tod-eines-kindes---sternenkinder.html> (2024年7月5日現在)
- 20) Bestattungsverordnung vom 20. Mai 2015 und Begründung, S. 27. この資料は, 次のページから参照可能である。
<https://www.zh.ch/de/politik-staat/gesetzbeschluesse/beschluesse-des-regierungsrates/rrb/regierungsratsbeschluss-549-2015.html> (2024年7月5日現在)
- 21) Verordnung vom 16. Januar 1990 über das Bestattungs- und Friedhofwesen (SR SZ 575.111).
- 22) 次のページの「A 159/2023, Auftrag André Wyss (EVP, Rohr): Bestattung von Sternenkindern」の項目を参照。
<https://so.ch/parlament/sessionen/sessionen-2024/maerz-session-2024/5-sitzung-2024/> (2024年7月5日現在)
- 23) 次のページを参照。
<https://www.gr.be.ch/de/start/geschaeft/geschaeftssuche/geschaeftsdetail.html?guid=3f6b1181ad7643b4b50cb16ea49f6ada>
- 24) Bericht. S. 21.
- 25) Bericht. S. 21.
- 26) Bericht. S. 22.
- 27) Bericht. S. 22.

- 28) Bericht, S. 22.
- 29) Elke Pahud de Mortanges, Das Schicksal fehl- und totgeborener, ungetauft verstorbener Kinder aus theologischer Sicht. In: Das mittelalterliche Marienheiligtum von Oberbüren. Hrsg. von Erziehungsdirektion des Kantons Bern und Archäologischer Dienst des Kantons Bern. 2019, S. 53-83.
- 30) Bundesgesetzes vom 24. Dezember 1874 betreffend Feststellung und Beurkundung des Zivilstandes und die Ehe. BBl 1875 I 105.
- 31) Bericht, S. 23. なお、欧州人権裁判所の判決 (Urteil Nr. 77785/01 vom 2.6.2005, Rechtssache Znamenskaya gegen Russland) を受けて、2008年12月からは、婚姻関係のない父親が死産児を認知できるようにもなっている。
- 32) Bericht, S. 23 及び、身分登録令 9 条による。
- 33) Bericht, S. 24.
- 34) 旧身分登録令 (Verordnung vom 1. Juni 1953 über das Zivilstandswesen) 67 条 1 項 3 号による (AS 1995 5270)。なお、登録は、命名の権限を有する者 (婚姻している場合には両親、婚姻していない場合には母親) が希望した場合に可能となる。
- 35) Bericht, S. 27. なお、連邦参事会は流産児の身分登録を検討する際の立場として、「当事者となっている親たちにとってできる限り簡単で、かつ非官僚的な解決策を実施したいという関係者の希望を可能な限り支持する」と述べている。
- 36) Bundesamt für Justiz, Erläuternder Bericht (Vorentwurf): Revision der Zivilstandsverordnung (ZStV) und der Verordnung über die Gebühren im Zivilstandswesen (ZStGV), 2018. なお、本解説書からの引用、参照の際の今後の表記については、Erläuternder Bericht des Vorentwurfと記し、その後にページ番号を付す。なお、本解説書は、次のページから参照することができる。
<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-70039.html> (2024年7月5日現在) 注42で記したページからも参照できる。
- 37) Erläuternder Bericht des Vorentwurf, S. 7.
- 38) Erläuternder Bericht des Vorentwurf, S. 7.
- 39) Erläuternder Bericht des Vorentwurf, S. 9.
- 40) Erläuternder Bericht des Vorentwurf, S. 9.
- 41) Bundesamt für Justiz, Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrens: Revision der Zivilstandsverordnung (ZStV) und der Verordnung über die Gebühren im Zivilstandswesen (ZStGV), 2018. この意見聴取手続きの報告書からの引用、参照の際の今後の表記については、Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrensと記し、その後にページ番号を付す。なお、この報告書は、次のページから参照することができる。
https://fedlex.data.admin.ch/eli/dl/proj/6018/20/cons_1 (2024年7月5日現在)
- 42) Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrens, S. 9.
- 43) Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrens, S. 9.
- 44) AS 2018 4309. 解説書 (Erläuterungen der Revision der Zivilstandsverordnung (ZStV) und der Verordnung über die Gebühren im Zivilstandswesen (ZStGV)) については、この解説書からの引用、参照の際の今後の表記については、Erläuterungen der Revisionと記し、その後にページ番号を付す。なお、この解説書は、次のページから参照できる (Änderungen per 1. Januar 2019の項目を参照)。
<https://www.bj.admin.ch/bj/de/home/gesellschaft/zivilstand/rechtsgrundlagen/zstvaenderungen.html> (2024年7月5日現在)
- 45) Erläuterungen der Revision, S. 7.
- 46) Erläuterungen der Revision, S. 7f.
- 47) 2024年7月5日時点で、30スイスフランは約5400円である。解説書によると、流産児に関しては、身分登録簿への登録はなされず、他の機関への届出の必要もないため、生産児よりも手数料は抑えられているという (Erläuterungen der Revision, S. 8.)。
- 48) Foundation PROFA は、性の健康に関する情報提供、周産期カウンセリングの提供などをする団体である。Foundation PROFA の意見聴取手続きのコメントについては、次のページから入手できる。
https://fedlex.data.admin.ch/eli/dl/proj/6018/20/cons_1 (2024年7月5日現在)

(2024年7月12日掲載決定)